

# 植松地区防災計画



植松地域(市役所河辺支所付近)

令和2年12月作成

植松地区自主防災組織

< 目 次 >

1	目的	1
2	基本方針	1
3	地域の特性	1
	過去の災害	1
	今後想定される災害	2
	要配慮者の対応	3
4	活動項目	3
5	平常時の活動項目	3
	(1) 組織の編成及び役割分担	3
	植松地区災害対策組織図	3
	組織別役割分担	4
	(2) 防災知識の普及・啓発	4
	(3) 地域の災害危険の把握	4
	(4) 避難行動要支援者対策	4
	(5) 防災資機材等の備蓄	5
	(6) 備蓄物資の確保	5
	(7) 防災訓練	5
	(8) 人材育成	5
6	災害時の活動項目	6
	(1) 情報収集・伝達活動	6
	(2) 避難誘導活動	6
	(3) 避難行動要支援者の避難支援	6
	(4) 救出・救護活動	6
	(5) 出火防止・初期消火活動	6
	(6) 避難所開設・運営	6
	(7) 炊き出し等	7
7	活動目標と計画の見直し（5か年計画）	8
8	資料編	9

# 植松地区防災計画

## 1 目的

この計画は、植松地区における防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

## 2 基本方針

大洲市地域防災計画にある「減災」の考え方を踏まえて、地区住民一人ひとりの自覚と努力により、できるだけ被害を最小限にとどめ、人命が失われないことを最重視した対策を講じる。

また、防災対策は、自分の命は自分で守る「自助」を実践した上で、地域で助け合う「共助」に努めることとし、行政による「公助」での補完体制を基本として、それぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して防災活動を実践する。

## 3 地域の特性

### 【過去の災害】

河辺村誌によると、「河辺村の災害については、大体において台風などによる農林業被害が中心で、住宅などに及ぼす被害は、他町村に比して少ないようである。台風の被害では、明治19年の大暴風雨により河辺川筋の橋が全部流された。昭和20年の台風及び大洪水では、ゲジノ尾山よりの下ろし風により植松部落で2戸が全壊した。昭和36年の室戸台風や昭和46年台風19号により死者1名を出しているほか、昭和57年8月台風13号による激甚災害地域指定を受けている。」とある。

また、「昭和36年には、積雪2m、家屋の倒壊等被害甚大」とある。

### ○近年の災害状況

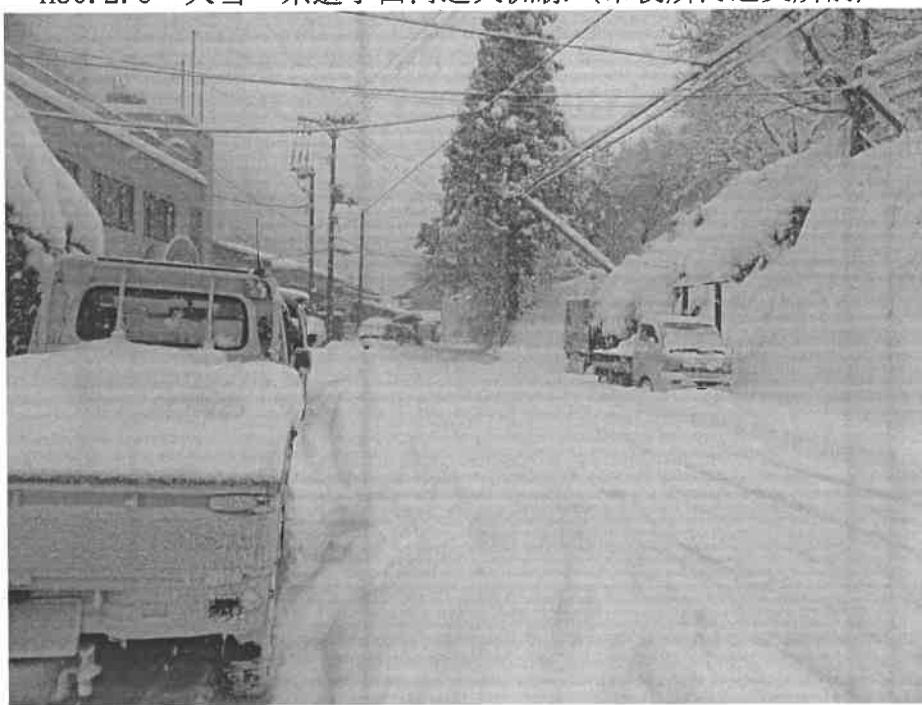
H28.6.29豪雨時 県道小田河辺大洲線（河辺石油前）



H29. 10. 23 台風 21 号時 市道河辺御禊線（下大成）



H30. 2. 6 大雪 県道小田河辺大洲線（市役所河辺支所前）



### 【今後想定される災害】

地区内は山間部で急峻な地形であり、近年全国各地で発生している線状降水帯等の豪雨により土砂災害の危険性が高く、また、台風や大雪による倒木、交通障害や停電などに注意する必要がある。

また、南海トラフ巨大地震が今後 30 年以内に発生する確率が 70 ~ 80 % といわれており、かつて経験したことのない震度が想定され、大規模な土砂崩れ、道路の崩壊、家屋の倒壊など甚大な被害の発生が想定される。

## 【要配慮者の対応】

地区の高齢化率は54%以上となっており、高齢者の多い地区である。災害発生時にみなが助け合い、速やかに避難できる体制づくりが急務であり、地区内の要配慮者名簿を作成し、地区で情報を共有する。

○市から避難行動要支援者名簿情報の提供を受け、独自の要配慮者等名簿を作成する。(植松地区自主防災組織で作成：資料編様式1)

## 4 活動項目

防災活動は、災害が起きる前と起きた後によって異なることから、活動項目を平常時と災害時の2つに分けて作成する。

平常時では、「災害は必ず起こる」という想定のもと、災害の未然防止、災害による被害の軽減を主目的としての活動項目とする。

災害時では、災害の種類・状況に応じて、「誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」を整理し、体制等を明確にする活動項目とする。

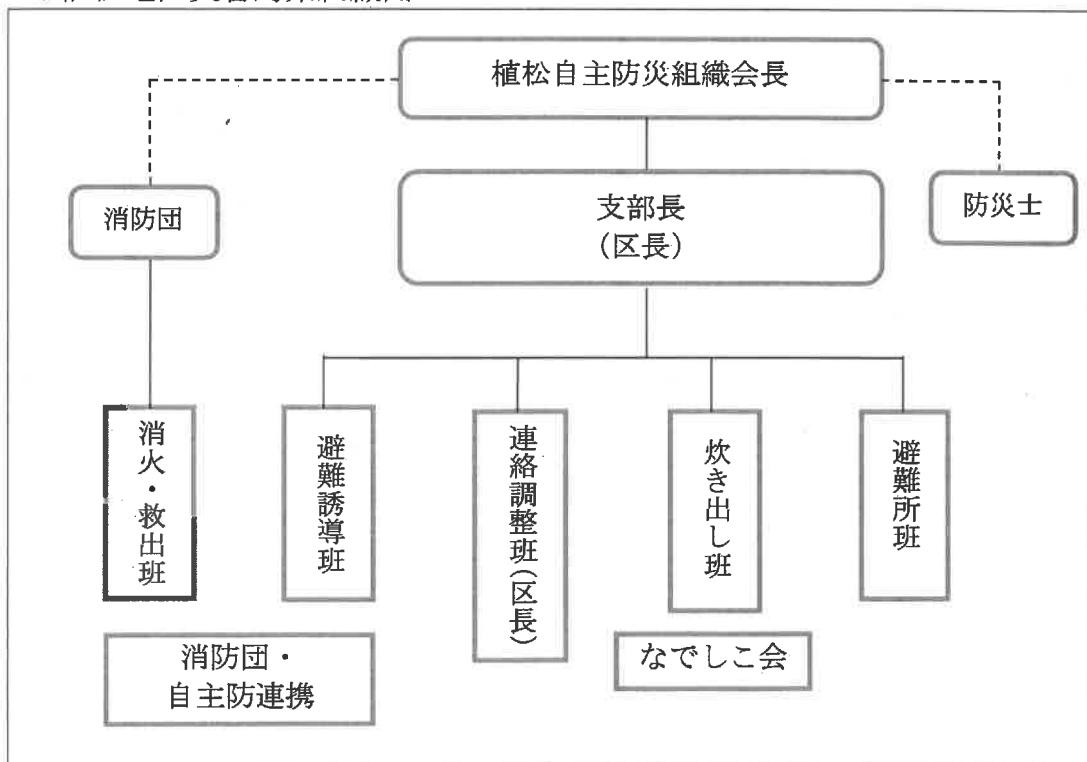
## 5 平常時の活動項目

### (1) 組織の編成及び役割分担

災害時の活動体制を組織化し、役割分担を決定しておくことは、地区内の限られた人材で被害を最小化したり、被災者を救助したりする上で、大変重要なポイントとなる。植松地区自主防災組織を中心にして、消防団等と連携した組織編成を行い、役割分担を決めておくこととする。

また、組織の名簿については、資料編に掲載し、隨時見直すこととする。

◆植松地区災害対策組織図



◆組織別役割分担

組織体制	平常時の役割	災害時の役割
消火・救出班	器具点検・訓練指導	初期消火活動・負傷者等の発見・救出・救護活動など
避難誘導班	避難路の確認・危険箇所の確認など	住民避難の誘導・要配慮者の避難支援・情報伝達など
連絡調整班	地域内団体・各班の連携体制の確認・防災学習など	被害状況の把握・避難状況の把握・情報収集など
避難所班	避難所の確認・受け入れ体制の確認・運営方法の訓練など	避難所の開設・避難者の受け入れ・備蓄等配分・支援物資受入れなど
炊き出し班	食材料の確保・個人備蓄の啓発など	食材料の搬入・炊き出しの実施など
防災士	防災学習会・防災訓練指導	避難所班の支援

(2) 防災知識の普及・啓発

① 防災知識の普及

災害時による被害軽減のためには、地区住民全員が防災に関する正しい知識を持っている必要がある。そのために、自主防災組織が中心となり、あらゆる場面で住民に防災知識や情報を伝える機会を増やすよう努める。

また、防災は生き抜くことが基本であり、地域住民の連携がなければ困難であることを認識し、その認識を住民一人ひとりが理解し災害に強い地域づくりに努める。

②家庭内対策の推進

- ・家族間での安否確認方法や災害時の行動などについて話し合っておく。
- ・非常用持ち出し品の準備をしておく。
- ・避難場所、避難路の確認をしておく。
- ・緊急連絡カードの作成をしておく。

(3) 地域の災害危険の把握

日頃から地域に潜む危険箇所の把握は、災害に備える上で重要なことであり、情報を共有しておくことが必要である。(危険箇所マップの作成)

○土砂災害等危険個所一覧（活動計画：植松地区自主防災組織で作成）

(4) 避難行動要支援者対策

災害時においては高齢者や障がい者への支援対策は、重要な課題である。

そこで、地域内の要配慮者（災害時避難行動要支援者）を把握し、状況調査を行い、災害が起きた場合に避難する際の支援者等を予め依頼するなどの対策を講じる。

このような支援対策を実践する場合に、市の担当部局である河辺支所、民生・児童委員、社会福祉協議会、消防、警察等との情報共有、連携などが重要なことであり、普段から訓練への参加や交流を深めておく必要がある。

#### (5) 防災資機材等の整備

大規模災害時には、行政機関による救助・対応等が遅くなることが想定される。様々な災害を想定し、必要な資機材を備えておくことが必要となることから、今後も計画的な整備を進める。

○植松地区自主防災組織の防災資器材の状況（資料編別紙3）

○今後整備が必要と思われる資機材等（資料編別紙4）

#### (6) 備蓄物資の確保

災害の基本である「自分の身は自分で守ること」から、家庭における備蓄は、7日分を備えることとなっており、その内、3日分は非常持出用として準備しておくよう啓発に努める。

また、大規模災害時には、個人による備蓄を持ち出すことが困難な場合も想定されることから、地域による備蓄（アルファ米・非常用保存水）を計画的に整備していくこととする。

○防災資機材、備蓄物資リスト（資料編別紙4）

#### (7) 防災訓練

実際に災害に直面したとき、適切な行動をとったり、判断をしたりすることは難しく、万が一の事態に遭遇しても落ち着いて行動できるように、繰り返し訓練を行うことが必要である。

そこで、種々の災害を想定した上で訓練内容を検討し、訓練を実施することとする。

通常の訓練（①避難訓練 ②消火訓練 ③救出救護訓練 ④炊き出し訓練 ⑤情報伝達訓練）以外にも関係機関と連携した訓練、興味を持って参加できるような訓練（防災クイズ・D I G：災害図上訓練・H U G：避難所運営訓練・クロスロードゲームなど）を行うこととする。

#### (8) 人材育成

「災害は忘れた頃にやってくる」と言われており、明日起きるかもしれない。災害に対する備えや訓練に終わりがなく、継続することで地域の防災力を高めていくことが大切である。

また、防災に関する知恵の伝承や地域のリーダーを育成していくことは、地域防災力を高め、持続していくために大変重要である。

そこで、防災教育、防災訓練、防災士等の資格取得研修講座の受講など、地域の人材育成に努める。

## ○植松地区自主防災組織防災士名簿（資料編別紙6）

### 6 災害時の活動項目

災害時の組織体制（班体制）に応じた役割分担に応じて、連携・協力しながら、次の項目を中心に活動する。

各部落内を班分けしており、避難や情報伝達等においてこの班を有効に活用するものとする。

## ○植松地区自主防災組織図（資料編別紙1）

### (1) 情報収集・伝達活動 …… 連絡調整班

①緊急連絡網を定め、避難情報や安否確認等を迅速に行えるようにする。

②気象情報・行政からの情報等を収集し、必要に応じて地区住民に速やかに伝達する。

③消防団や住民からの被災状況等を収集し、行政や住民に情報を伝達する。

## ○植松地区自主防災組織連絡網（資料編別紙2.）

### (2) 避難誘導活動 …… 避難誘導班

行政からの「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の発令、気象庁からの「特別警報」や土砂災害の事前兆候などの情報による避難行動を開始する場合、関係機関と協議し、避難者が安全に避難できるように、避難路の安全を確認し誘導を行う。

また、各部落内の班により、隣近所に声を掛け合って避難するものとする。

### (3) 避難行動要支援者の避難支援 …… 避難誘導班

①災害の状況・被災地域及び被災するおそれのある地域などの情報を入手した場合、要配慮者（避難行動要支援者）対策で決定している避難支援者に連絡する。

②地区住民から避難に関する支援・協力等の要望があった場合、消防団・避難誘導班等と連携して対応する。

③要配慮者（避難行動要支援者）等の安否について、避難支援者や緊急連絡網等を活用して確認を行う。

### (4) 救出・救護活動 …… 消化・救出班

①情報収集・伝達活動と連携し、災害発生地域及び災害のおそれのある地域等の見回り等警戒に努める。

②被災情報が入ったり、被災家屋・被災者等を発見したりした場合は、現場周辺状況を確認し、安全の確保をした上で救出等の活動を行う。

### (5) 出火防止・初期消火活動

①各家庭において、地震等により避難する場合、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めるなどの出火防止に努める。

②火災が起きた場合、初期の消火活動を協力して行うこととする。

(6) 避難所開設・運営 …… 避難所班

①避難所の開設は、市職員が配置され開設することになっているが、大規模災害等により市職員の配置が遅れる等の事態も想定し、予め定められた地区住民が、避難所の安全（外観・内観の目視）を確認し開設する。

○避難場所・避難所一覧表（資料編別紙7）

②避難住民の健康状況の確認をするとともに、避難者一覧表を整備し、安否確認情報や避難者状況の報告に活用する。

○避難者一覧表（資料編別紙2）

③避難者の状況や数は、備蓄物資の配布等にも必要なため、各班で情報の共有に努める。

④災害の状況により、避難所生活が長期化していくことも考慮し、避難所の運営は、できる限り避難住民が行えるように、リーダーを定め、役割分担等を行うようとする。

(7) 炊き出し等 …… 炊き出し班

①発災当初は、市及び自主防災組織の備蓄・個人の備蓄等を配布し、生命の維持に努める。（配布の際は、食物アレルギー等に注意すること。）

②翌日以降は、予め地域における米や野菜の提供者を決めておき、食料の確保を行い、炊き出し班による配給ができる限り行うようとする。

（その際、提供を受けた食料数と提供者を記録しておくこと。）

③炊き出し班のみが従事することなく、避難住民も含めて、ローテーション等を作成し、一人当たりの負担を軽減することとする。

○災害支援物資提供者一覧表（資料編別紙3）

## 7 活動目標と推進計画（5か年計画）

○防災知識の普及・啓発に関して次のような活動を行う。

項目	具体的な内容	実施年度
防災チラシ	防災チラシを作成・各戸配布する	随時
講習会・研修会	市内外から講師を招き、講習会等を開催する	毎年

○災害危険箇所の把握に関して次のような活動を行う。

項目	具体的な内容	実施年度
植松・日の平・出合地区検証	植松・日の平・出合地区を歩き、危険箇所マップを作成。	R2年度
大成地区検証	大成地区を歩き、危険箇所マップを作成。	R3年度
橡谷・赤が滝・鴨谷地区検証	橡谷・赤が滝・鴨谷地区を歩き、危険箇所マップを作成。	R4年度

○要配慮者等名簿の作成・修正（資料編様式1）

○今後整備が必要と思われる資機材等の購入（資料編別紙4）

○この計画は、逐次見直すものとする。

## 防災の基本

自助：自分の命は自分で守る！  
共助：地域は地域で守る！

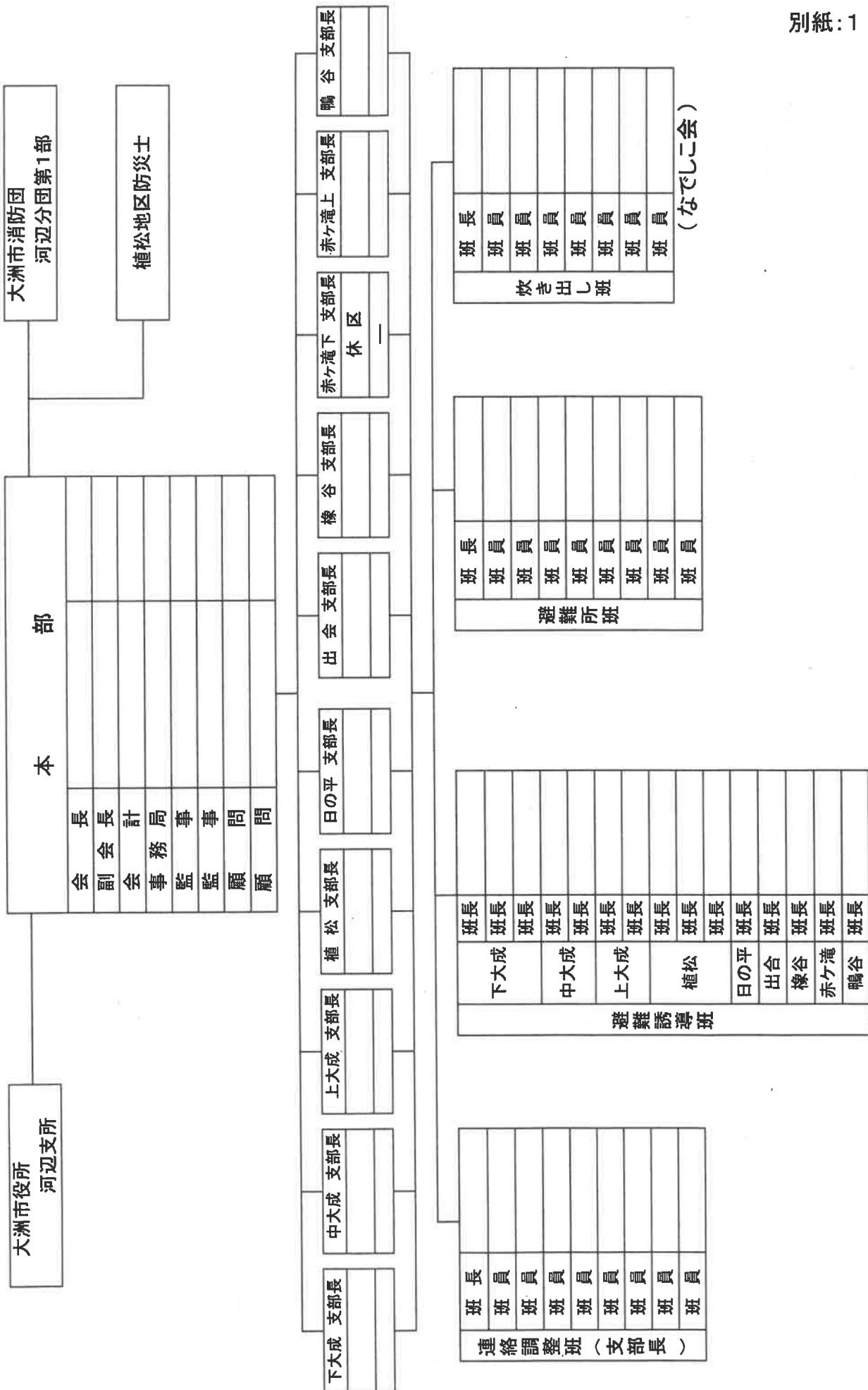
## 8 資料編

- (1) 令和2年度植松地区自主防災組織図 . . . . . 別紙 1
- (2) 令和2年度植松地区自主防災組織連絡網 . . . . . 別紙 2
- (3) 植松地区自主防災組織の防災資機材の状況 . . . . . 別紙 3
- (4) 今後整備が必要と思われる資機材等 . . . . . 別紙 4
- (5) 備蓄物資一覧表 . . . . . 別紙 5
- (6) 植松地区自主防災組織防災士名簿 . . . . . 別紙 6
- (7) 避難所の概要 . . . . . 別紙 7
- (8) 緊急連絡先 . . . . . 別紙 8
- (9) 災害情報の収集 . . . . . 別紙 9
- (10) 植松地区自主防災組織規約 . . . . . 別紙 10
- (11) 要配慮者等名簿 . . . . . 様式 1
- (12) 避難者一覧表 . . . . . 様式 2
- (13) 災害支援物資提供者一覧表 . . . . . 様式 3

令和2年4月現在

別紙：1

令和2年年度 植松地主区防災組織圖



## 令和2年度 植松地区自主防災組織連絡網



## 植松地区自主防災組織の防災資機材の状況

令和2年3月31日現在

区分	資機材名(規格等)	数量	整備年月日	金額	保管場所	
市が貸与しているもの	羽釜 フタ付	2	H18年度		三世代交流館	調理室
	LLケトル	2	H18年度		三世代交流館	調理室
	水缶 20L	5	H18年度		老人福祉センター	3階押入れ
	ダイナモエコ LEDライ	3	H18年度		老人福祉センター	3階押入れ
	移動かまど	1	H21年度		三世代交流館	駐車場倉庫
	防災倉庫	1	H27年度		河辺小学校	グラウンド
	発電機	1	H27年度		河辺小学校	防災倉庫
	灯光器	2	H27年度		河辺小学校	防災倉庫
	簡易トイレ(テント含む)	3	H27年度		河辺小学校	防災倉庫
他の助成制度によるもの	ハロゲン投光器セット	1	H24年度		老人福祉センター	3階押入れ
	四つ折り担架	1	H24年度		老人福祉センター	3階押入れ
	四つ折り担架収納箱	1	H24年度		老人福祉センター	3階押入れ
	トランジスタメガホン (防滴型)DR-TR315S	1	H24年度		老人福祉センター	3階押入れ
	アルミGIペットDR-TAB1	1	H24年度		老人福祉センター	3階押入れ
	ガス炊飯器	1	H25年度		中大成集会所	
	カセットコンロ	8	H25年度		中大成集会所	
	おわん	100	H25年度		中大成集会所	
	透明ボックス	2	H25年度		中大成集会所	
	カセットコンロ	10	H26年度		三世代交流館	調理室
自主防災組織独自で整備したもの	もろぶた	4			三世代交流館	調理室
	なべ 36cm	1			三世代交流館	調理室
	なべ 33cm	1			三世代交流館	調理室
	タライ	1			三世代交流館	調理室
	かまど	1	H21年度		中大成集会所	
	なべ	1	H21年度		中大成集会所	
	羽釜	1	H21年度		中大成集会所	
	ふた	1	H21年度		中大成集会所	
	お椀	100	H24年度		三世代交流館	創作室
	おたま	2	H27年度		三世代交流館	
	毛布	10	H27年度	28,000	老人福祉センター	3階押入れ
	毛布	5	H27年度	14,000	河辺小防災倉庫	
	石油ストーブ	5	H28年度	48,490	河辺小防災倉庫	
	石油ストーブ	5	H28年度	48,490	大成3・鴨谷・橡谷	集会所
	ランタン	5	H28年度	12,594	老人福祉センター	3階押入れ
	ランタン	87	H29年度	263,088	各戸配布	
	発電機	1	H30年度	117,500	河辺小防災倉庫	
	投光器	1	H30年度	15,984	河辺小防災倉庫	
	延長コードリール	2	H30年度	10,756	河辺小防災倉庫	5,378円 × 2
	ガソリン携行缶	2	H30年度	5,760	河辺小防災倉庫	2,880円 × 2
	ガソリン用ポンプ	2	H30年度	578	河辺小防災倉庫	289円 × 2
	PPロープ	2	H30年度	1,436	河辺小防災倉庫	718円 × 2
	ブルーシート	2	H30年度	9,216	河辺小防災倉庫	4,608円 × 2
	鍋	2	R元年度	3,916	橡谷集会所	1,958円 × 2
	カセットコンロ	2	R元年度	5,236	橡谷集会所	2,618円 × 2
	災害用毛布	10	R元年度	36,300	河辺小防災倉庫	3,300円 × 10
その他	防災ヘルメット				老人福祉センター	3階押入れ
	災害救助用毛布	20			河辺小防災倉庫	愛媛県
	給水袋	100			河辺小防災倉庫	
	スコップ				河辺小防災倉庫	

土のう袋	150	H26年度		老人福祉センター	3階押入れ	大洲市自主防災組織活動補助金
土のう袋	50	H26年度		中大成集会所		"

## 今後整備が必要と思われる資機材等

資機材名	数 量	備 考
間仕切り	20	
敷マット	10	
カセットコンロ	2	
ガスボンベ(カセットコンロ用)	6	
かまど	4	
羽釜	4	
ロープ	10	
ビニールシート	10	
PPロープ	10	
給水袋	200	
土のう袋	1000	
軍手	100	
救急箱	6	
非常食	600	100人×3日分×6カ所
トイレットペーパー	360	
割りばし	1000	
紙皿・コップ	600	100人×3日分×6カ所
ラップ	60	6カ所
アルミホイル	60	6カ所
電池	100	単三・単二・単一
マスク	1000	
消毒液	10	500ml×10個
非接触型体温計	3	
タオル	500	
石鹼・ハンドソープ	20	
歯ブラシ	100	大人・子供用
歯磨き粉	100	大人・子供用
災害用毛布	50	
防災用テント	3	
防災用ベンチ	30	
防災倉庫	2	

## 備蓄物資一覽表

## 植松地区自主防災組織防災士名簿

	氏 名	地区名	取得年度	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

### 避難場所・避難所一覧

	名称	面積(m <sup>2</sup> )	収容人員	備考
指定緊急避難場所	河辺小学校運動場	1,876	3,600	
指定避難所	河辺小学校		430	39-2016
福祉避難所	河辺老人福祉センター		46	39-2222
集会所等	下大成集会所	49.63	43	
	中大成集会所	109.35	15	
	上大成集会所	36.10	15	
	橡谷集会所	36.10	10	
	鴨谷集会所	26.49	10	
	三世代交流館			

## 緊急連絡先

種別	名称	住所	連絡先
行政機関	大洲市役所	大洲市大洲690-1	24-2111
"	大洲市河辺支所	大洲市河辺町植松548	39-2111
"	愛媛県南予地方局大洲土木事務所		24-5121
消防機関	大洲消防署	大洲市大洲1034-4	24-0119
"	大洲消防署川上支署	大洲市肱川町宇和川2992-1	34-2851
警察機関	大洲警察署	大洲市東大洲1686-1	25-1111
"	河辺駐在所	大洲市河辺町植松396	39-2110
救急指定医療機関	市立大洲病院	大洲市西大洲甲570	24-2151
"	大洲記念病院	大洲市徳森1512	25-2022
"	大洲中央病院	大洲市東大洲5	24-4551
"	加戸病院	内子町内子771	44-5500
"	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1番耕地638	0894-22-3211
診療所	河辺診療所	大洲市河辺町植松428	39-2010
電気	四国電力(停電・電柱・電線等に関する用件)		0120-410795
電話	NTT西日本-四国		0120-019000

**火事・救急・救助の急報 119**  
**警察への事件・事故の急報 110**

### 災害用伝言ダイヤルの使い方

NTTでは、災害発生時に被災地への通話がつながりにくい状況の場合、被災地内の安否等の情報を音声で録音、再生する「災害用伝言ダイヤル」を設置します。

伝言の録音: 171-1-〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇(伝言保存期間: 録音してから48時間)

伝言の再生: 171-2-〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇(伝言蓄積数: 1電話番号あたり10伝言まで)

伝言の内容: 1伝言あたり30秒以内(利用可能電話: 一般電話、公衆電話、携帯電話(一部除く)等)

## 災害情報の収集

災害時の情報は、いろいろな機関から発信されています。防災行政無線の放送だけでは、雨や風で聞こえなかったり、機械の故障もあるかもしれません。複数の情報収集方法を持って災害に備えましょう。

	配信される情報	事前登録方法
大洲市災害情報メール	防災行政無線や広報車で放送する「避難情報、避難所開設情報」など	<p>①空メールを送信(宛先に直接入力)する方法 ozubousai@yb74.asp.cuenote.jp</p> <p>②URLを直接入力する方法 <a href="https://yb74.asp.cuenote.jp/mypage/regist/gRbTT3bggb3R3TT3">https://yb74.asp.cuenote.jp/mypage/regist/gRbTT3bggb3R3TT3</a></p> <p>③空メールを送信(QRコードを読み込む)する方法</p> 
愛媛県防災メール	地震・津波・気象注警報、土砂災害警戒情報、河川洪水予報、国民保護情報などの緊急情報、市町からの避難情報、避難所開設情報など	<p>①空メールを送信(宛先に直接入力)する方法 bousai.ehime-pref@ehime-pref.ktaiwork.jp</p> <p>③空メールを送信(QRコードを読み込む)する方法</p> 
えひめメール河川メール	河川の水位や降雨量などの情報	<p>①URLを直接入力する方法 <a href="http://www.kasenalarm.pref.ehime.jp">http://www.kasenalarm.pref.ehime.jp</a></p> <p>②QRコードを読み込む方法</p> 
コスモキヤスト	防災行政無線の緊急時放送	<p>①検索してアプリを入れる方法 端末がiOSの場合はApp Storeから、Androidの場合はGoogle Playから、「コスモキヤスト」と検索して、インストール</p> <p>②QRコードを読み込む方法</p>   <p>iOS (iPhone・iPad)      Android (アンドロイド)</p>

防災行政無線の放送を電話で聞くことができます！

フリーダイヤル 0120(00)8863(通話無料)

- 最新の放送を聞く ..... 0120(00)8863をダイヤル
- 聞いている放送より一つ前の放送を聞く ..... 「#」押し→「3」押し
- 聞いている放送の冒頭に戻る ..... 「#」押し→「2」押し
- 聞いている放送より一つ後の放送を聞く ..... 「#」押し→「1」押し
- 最新の放送に戻る ..... 「#」押し→「0」押し

## 植松地区自主防災組織規約

### (名称)

第1条 この組織は、植松地区自主防災組織（以下「本会」という。）と称する。

### (活動拠点の所在地)

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は、河辺老人福祉センターとする。
- (2) 災害時は、上記拠点及び避難場所とする。

### (目的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、防災意識の普及啓発及び防災活動能力の向上を図り、地震、水害その他の災害（以下「災害」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火・防災に関する知識の普及・啓発に関するここと。
- (2) 災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関するここと。
- (3) 防災訓練の実施に関するここと。
- (4) 災害発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水、災害弱者への支援等応急対策に関するここと。
- (5) 他組織との連携に関するここと。
- (6) 防災資機材等の管理・備蓄に関するここと。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

### (会員)

第5条 本会は、植松地区にある世帯をもって構成する。

### (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| (1) 会長  | 1名                    |
| (2) 副会長 | 1名 (植松分館副分館長)         |
| (3) 支部長 | 10名                   |
| (4) 会計  | 1名                    |
| (5) 事務局 | 1名                    |
| (6) 監事  | 2名 (植松老人クラブ会長、なでしこ会長) |
| (7) 顧問  | 若干名                   |

2 役員の任期は、2年間とする。但し、再任は妨げないものとする。

3 欠員に伴う後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の責務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

3 支部長は、会務の運営にあたるほか、各支部の指揮監督を行う。

4 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類等を管理する。

5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 会議は、運営会議とする。

(運営会議)

第9条 運営会議は、第6条の役員をもって構成する。

2 運営会議は、会長が招集し、次の事項を審議し、議決する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、本会運営上特に必要と認めたこと。

3 会議の議決は、第6条の役員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって成立する。

(防災計画)

第10条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 災害の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及啓発に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 地震等の発生における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第11条 本会の会費は、運営会議の議決を得て別に定める。

(経費)

第12条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を運営会議に報告しなければならない。

(その他)

第15条 本規約の全条及び全項の全てについて内部規定を尊重する。

附 則

この規約は平成18年12月20日から実施する。

附 則

この規約は平成19年5月19日から実施する。

附 則

この規約は平成20年4月30日から実施する。

附 則

この規約は平成23年4月1日から実施する。

附 則

この規約は令和2年5月16日から実施する。

## 要配慮者等名簿

	地区名	世帯主名	要支援者名	年齢	電話番号	班長名	備 考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

※ 避難をする時などに支援や声掛けなどが必要と思われる方を記入

※ 備考欄には支援者の氏名を記入

## 避難者一覧表

(避難所名: )

世帯区分 (注1)	ふりがな 氏 名	避難 状態 (注2)	年齢	性別	住電 所話	入所日時 退所日時	情報 公開	備 考 (注3)
1				男・女		月 日 時 分	否	
						月 日 時 分		
2				男・女		月 日 時 分	否	
						月 日 時 分		
3				男・女		月 日 時 分	否	
						月 日 時 分		
4				男・女		月 日 時 分	否	
						月 日 時 分		
5				男・女		月 日 時 分	否	
						月 日 時 分		
6				男・女		月 日 時 分	否	
						月 日 時 分		
7				男・女		月 日 時 分	否	
						月 日 時 分		
8				男・女		月 日 時 分	否	
						月 日 時 分		
9				男・女		月 日 時 分	否	
						月 日 時 分		
10				男・女		月 日 時 分	否	
						月 日 時 分		
11				男・女		月 日 時 分	否	
						月 日 時 分		
12				男・女		月 日 時 分	否	
						月 日 時 分		
13				男・女		月 日 時 分	否	
						月 日 時 分		
14				男・女		月 日 時 分	否	
						月 日 時 分		
15				男・女		月 日 時 分	否	
						月 日 時 分		
16				男・女		月 日 時 分	否	
						月 日 時 分		
17				男・女		月 日 時 分	否	
						月 日 時 分		
18				男・女		月 日 時 分	否	
						月 日 時 分		
19				男・女		月 日 時 分	否	
						月 日 時 分		
20				男・女		月 日 時 分	否	
						月 日 時 分		

(注1)世帯区分には、世帯代表者に○印を記入し、世帯ごとに実線で区切れます。

(注2)避難状態は避難者名簿と同様に次の区分とし、記号で記入します。

ア. 避難所 イ. テント ウ. 車 工. 在宅避難者 オ. 帰宅困難者 カ. その他

(注3)要配慮者である場合は「要」と記入し、注意すべき事項も記入します。

# 災害支援物資提供者一覧表

月日	氏名	住所	物資等内容等	数量	備考
1	/				
2	/				
3	/				
4	/				
5	/				
6	/				
7	/				
8	/				
9	/				
10	/				
11	/				
12	/				
13	/				
14	/				
15	/				
16	/				
17	/				
18	/				
19	/				
20	/				